

中環保発第 1395 号
令和 7 年 12 月 1 日

環境大臣
石原 宏高 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について（答申）

令和 7 年 7 月 14 日付け諮問第 635 号により中央環境審議会に対してなされた「八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について（諮問）」について、別紙のとおり結論を得たので答申する。